

# 居合道七段および六段審査会(京都)要項

全日本剣道連盟

## 1. 期日

令和8年3月8日(日)

## 2. 受付開始・終了および審査開始時刻

### (1) 七段審査会

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時(予定)

### (2) 六段審査会

受付時間 午前11時30分～午後12時まで

審査開始 七段実技審査終了後

**※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。**

\*受付終了後は、審査の進行上、一切受付けません。必ず時間を厳守してください。  
また、各受審段位ごとの受付時間に合わせて来場してください。

## 3. 会場

京都市武道センター

(〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町46-2)

電話 075-751-1255

\*別紙案内図参照

## 4. 主催

公益財団法人 全日本剣道連盟

## 5. 審査方法

全日本剣道連盟 居合道称号・段級位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

## 6. 審査科目

七段・六段とも、次による。

実技 全剣連居合6本

※ 演武時間は7分以内とし、「始め」の宣告より計測し、正面の礼を終了し、  
携刀姿勢になるまでとする。太刀は真剣とし、下げ緒を結束すること。  
なお、全剣連居合については当日、技を指定する。

**※服装については、紺・黒・白の剣道着または居合道着・袴とし、上下同色とする。**

## 7. 受審資格

### (1) 七段

①令和2年3月31日以前に六段を取得した者。

②令和5年3月31日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上  
経過し、加盟団体会長が許可した者。

### (2) 六段

①令和3年3月31日以前に五段を取得した者。

②令和6年3月31日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限2年以上  
経過し、加盟団体会長が許可した者。

## 8. 年齢基準

審査日の当日（令和8年3月8日）とする。

## 9. 申込み

(1) 申込方法 受審希望者は「大分県剣道連盟ホームページ」より所定用紙をダウンロードし、必要事項を記入審査料を添え登録支部を通じて申令和7年度年会費を納入のこと。

(2) 申込締切 各支部締切 令和8年1月9日（金）  
県剣連締切 令和8年1月16日（金） 締切厳守のこと

(3) 申込先 〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番 76号  
一般財団法人 大分県剣道連盟  
電話 097-547-9980 FAX 097-547-9981

### (4) 申込書

- ア 段位ごとに所定の用紙による。
- イ 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない。)
- ウ 居合道七段および六段申込書には審査場所（京都府）を明確に記入する。

※ 各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時間を周知徹底してください。

## 10. 審査料

受審者は支部締切日内に所定用紙と同時に審査料を添え、所属支部を通じて納入  
支部は県剣道連盟期日内に受審者申込用紙と支部提出様式を同時に審査料を納入のこと  
※令和7年度 年会費納入のこと

## 11. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

## 12. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加については、特に留意のこと。

主催者において、行事実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。

なお、主催者は参加者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、障害保険に加入する。全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

### **13. 個人情報保護法への対応 ※以下を周知して下さい。**

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

### **14. 注意事項**

- (1) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (2) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。